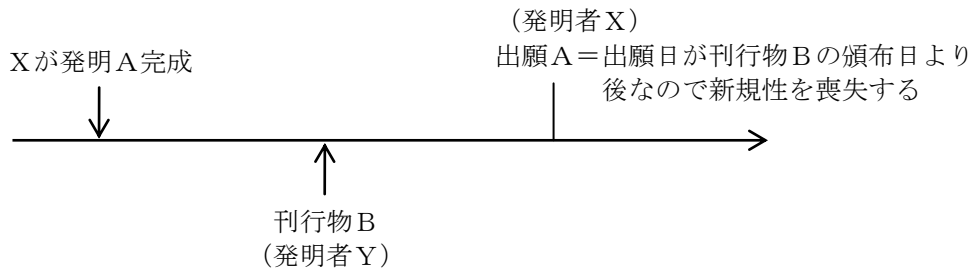




先行技術としては、①特許技術、②印刷刊行物、③公然使用、④販売、⑤公衆が利用可能な技術、が規定されました。

条文 (a) (1) が適用される典型例

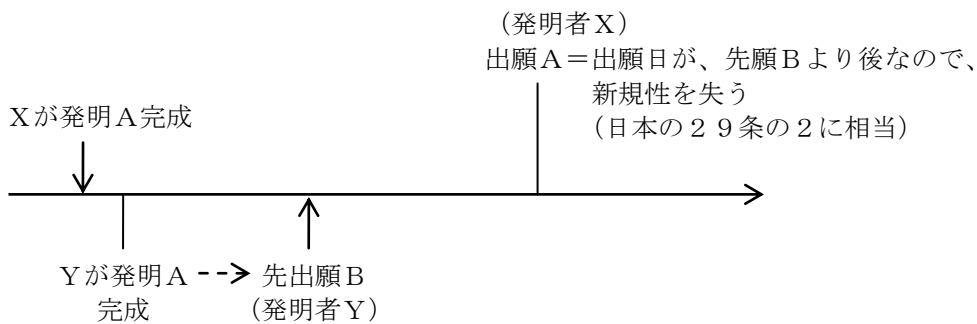


イ) 102条 (a) (2) の概要

クレームされた発明が、他人の先願の151条に基づく特許公報又は122 (b) に基づく公開公報に記載されている場合 → 特許を受けることができない。

先願により新規性が否定される旨が規定されました。  
日本の29条の2に類似する規定です。

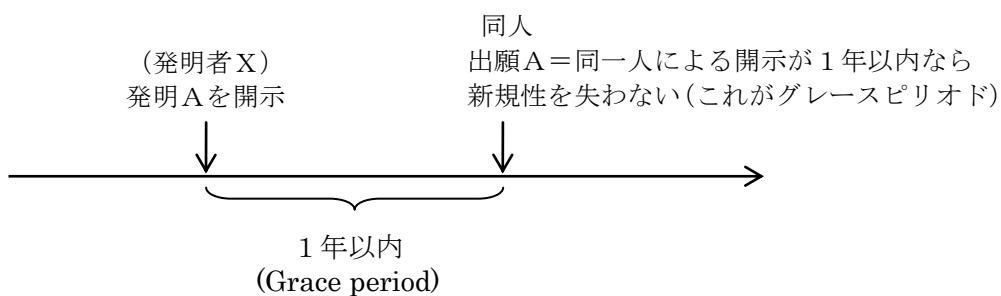
条文 (a) (2) が適用される典型例



ウ) 102条 (b) (1) (A) の概要

先行技術の例外として、猶予期間中の発明者等の開示が規定されました。

条文 (b) (1) (A) が適用される典型例

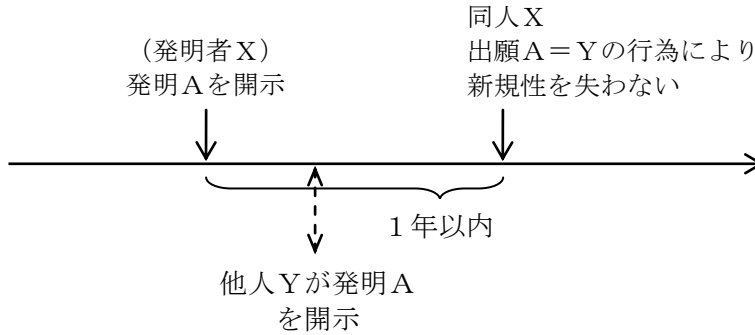


エ) 102条 (b) (1) (B) の概要

先行技術の例外として、発明者等の公表後の他の開示が規定されました。

発明者等が公表することにより、出願までに行われた他者等による開示を先行技術から排除することができます。

条文 (b) (1) (B) が適用される典型例



オ) 102条 (b) (2) (A) の概要

先願の例外が規定されました。

発明者等から入手した発明の主題を開示する出願は、先行技術から除外されています。

条文 (b) (2) (A) が適用される典型例

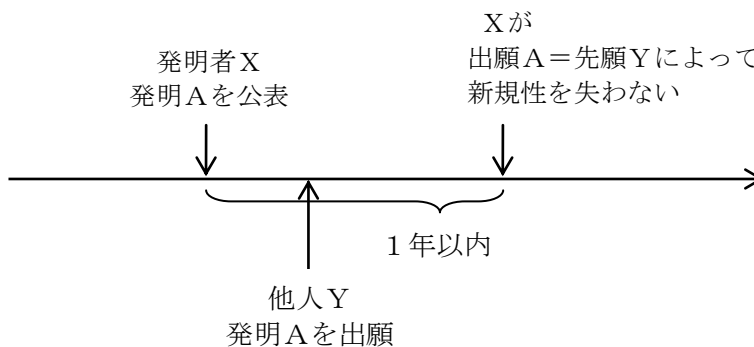


カ) 102条 (b) (2) (B) の概要

有効出願日前に、発明者若しくは共同発明者、又は、これらの者から直接又は間接的に主題を入手した他人により公表があった場合、先願に開示された主題は、102条 (a) (2) に示された先行技術から除外されます。

つまり、先行技術から、発明者等による先公表後の先願 Y を除外しています。

条文 (b) (2) (B) が適用される典型例





- opinion) が含まれる。このサーチの見解書に対しては、出願人は応答しなければならない。
- ・ 期限：サーチレポートの発行から 6 ヶ月以内である。

#### メリットと注意点

- ・ 出願人は審査官の拒絶理由を早い段階で確認でき、反論できるかどうかの可能性を予測できる。
- ・ 見解書に対する応答期間は、自発補正できる最後の機会となる（この点重要）。  
よって、審査段階で、出願人は（審査官が認めた場合を除き）クレーム概念を変えるシフト補正は不可となる（この点も重要）。

#### ウ) 分割出願の期限の制限

- a) 2010年の規則改正により、分割出願の期限は、以下のとおりとなった。
- ・ 審査官による最初の拒絶理由通知から 2 年以内、又は
  - ・ 新たな単一性違反の拒絶理由から 2 年以内
  - ・ かつ親出願が特許される前、となった。
- b) 分割の期限は、審査の結果とは無関係である。そして、この期限は、審査の最中で親出願の帰結が確定する前に失効することがある。
- c) ゆえに、悩ましい問題となった。つまり、  
分割出願は可能だが、費用がかかる上、もし審査官が単一性違反を取り下げた場合は無駄になる。一方、分割出願しない場合は、出願人は単一性違反に係る技術の特許化の機会を失うリスクを負うことになる。

以上

(デンマーク代理人の来訪風景)



(写真中央左が安原亜湖弁理士、右隣にニッカ・キエスタイン氏、  
さらに右隣がキム・ヘッシェ氏、その右隣が岡山新史弁理士)

昨年10月3日に、デンマークの大手事務所であるプローマン・アンド・ヴィントフトから所長キム・ヘッシェ氏、欧州弁理士ニッカ・キエスタイン氏、日本国弁理士の岡山新史先生、日本国弁理士の安原亜湖先生が、日本弁理士会四国支部に来訪していただき、2時間にわたってご講義をしていただきました。